

空き家を活用しませんか！

古くなって価値がない空き家だから、活用なんて...
空き家を売買・賃貸したいけど、どこに相談すればいいのか...
今後、空き家になる可能性がある家があるけど、どうすればいいのか...



その悩み、不動産取引のプロにご相談ください！
空き家の活用についてご提案させていただきます！

ご連絡先

公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会相模北支部 事務局 電話 042-755-2398
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会相模南支部 事務局 電話 042-743-3276
公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部相模原支部 事務局 電話 042-776-3036
(受付時間 10:00~12:00、13:00~16:00 水土日祝日休み)

上記の不動産関係団体と相模原市は、平成26年3月10日に「相模原市における空き家対策に関する協定」を締結し、連携して空き家対策に取り組んでいます。

～ 市民相談(不動産相談)のご紹介～



市でも、空き家を含む不動産取引や借地・借家契約などのご相談を受け付けています。
上記の不動産関係団体の役員が相談員であり、こちらでも同様のご相談が受けられますので、区役所をご利用の際には、お立ち寄りください(相談日の指定あり)。

相談窓口	緑区役所市民相談室	中央区役所市民相談室	南区役所市民相談室
電話番号	042-775-1773	042-769-8230(予約制)	042-749-2171
相談日	第3月曜日	第2金曜日 (当日8時30分から電話予約受付)	第1月曜日
相談時間	午後1時30分から午後4時まで(1人30分以内)		

相模原市 交通・地域安全課
電話 042-769-8229(直通)